

○東京情報大学奨学生規程 － セーフティネット制度 －

制 定 平成 23 年 4 月 1 日

最近改正 平成 26 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、東京情報大学に学籍を有する者で、経済的理由により修学困難な事情が生じた者に対し、経済援助を行うことにより教育の機会均等に資することを目的とする。

(経済援助の方法)

第 2 条 経済援助の方法は、学校法人東京農業大学授業料等減免規程第 1 条第 5 号の規定に基づく授業料等の減免による奨学金支給により行うものとする。

2 支給する奨学金を東京情報大学奨学金(以下「奨学金」という。)といい、奨学金の支給を受ける者を東京情報大学奨学生(以下「奨学生」という。)という。

(支給額とその期間)

第 3 条 奨学金の額は、東京情報大学学則第 32 条に規定する授業料の 2 分の 1 相当額とする。

2 支給期間は、原則として学部 4 年次 1 年限りとする。

(申請)

第 4 条 奨学金の支給を願出るときは、所定の願書を提出しなければならない。

(審査・決定)

第 5 条 奨学生の決定は、学生部長が資格を審査し、学長がこれを行う。

(奨学生資格の喪失)

第 6 条 奨学生が次のいずれかに該当し、奨学生として不適格と認められた場合は、その資格を失うものとする。

- (1) 退学又は除籍されたとき。
- (2) 休学したとき。
- (3) 東京情報大学学則第 38 条により懲戒処分を受けたとき。
- (4) 学業成績又は素行が著しく不良となったとき。
- (5) 病気で修業の見込みがないとき。
- (6) 提出した書類の内容に虚偽があったとき。
- (7) その他奨学生として適当でないと認められたとき。

(奨学金の返還)

第 7 条 前条により、奨学生資格を喪失した者については、既に支給した奨学金の一部又は全額を返還させることができる。

(細則)

第 8 条 この規程の運用に関し必要な細則は、別に定める。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、学生教務課が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、施行の日から起算して3年間(平成26年3月31日まで)効力を有する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。